

第 16 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 5 月 27 日（火）9：30～9：52

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1 出席委員

【農業委員】（ 11 名）

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	3 番 大 崎 健 太	6 番 原 田 義 一
7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	9 番 豊 田 知 世	11 番 河 上 昭 二
14 番 岩 谷 淳 志	15 番 藤 若 裕 香	16 番 三 浦 寿 紀	

【農地利用最適化推進委員】（ 14 名）

1 番 河 野 恒 弘	1 番 近 重 邦 昭	2 番 永 見 繁 廣	4 番 小松原 常 雄
5 番 永 見 昌 之	6 番 道 下 文 男	7 番 領 家 悟	10 番 大 谷 数 義
12 番 高 橋 久美子	13 番 橋 本 安 延	14 番 田 村 邦 麿	16 番 野 村 明 治
18 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利		

2 欠席委員

【農業委員】高橋伸幸、岡本健治、川神昌暢、青葉 真、稲田勝志、柿元信次、玉田 一、
南谷 勇

【農地利用最適化推進委員】河西 堅、永見 孔、長野昭三、河崎 健

3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本主任主事、河野事務員

【しまね農業振興公社】植本相談員

4 次 第

(1)開会

(2)報告 農用地利用集積等促進計画について（7 件）

(3)議案 議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（2 件）

議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（2 件）

議第 3 号 転用統制外証明願について（非農地証明）（2 件）

5 閉 会

議 長	<p>はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、4番高橋委員、5番岡本委員、10番川神委員、12番青葉委員、13番稲田委員、17番柿元委員、18番玉田委員、19番南谷委員、以上8名から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員の出席は、現在11名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、3番河西委員、8番永見委員、11番長野委員、15番河崎委員、以上4名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第16回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。6番：原田委員、8番：皆本委員、よろしくお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。</p> <p>それでは、「次第」の1番目「報告」です。報告は、農用地利用集積等促進計画についてです。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画の認可について報告します。促進計画の認可の一覧表をご覧ください。</p> <p>農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、7件、29筆、39,616㎡」で、となっております。今回は、「令和7年4月30日」に公告された案件になります。事前質問として、申請番号6番について、同じ地区内で賃貸借と使用貸借が混在する理由について、質問がありました。貸し手との合意による違いと、確認しております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それで議案に入ります。議第1号 農地法第3条の規定による許可申請は、2件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局の説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>「6号」について説明します。場所は、波佐小学校から約900m南西の亀谷原です。申請は、田4筆、合計3,262㎡で、無償による所有権移転です。経緯としては、県外在住の所有者の農地をその農地の隣接地に居住する譲受人が耕作するもので、周囲に及ぼす影響はない、と申請されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3</p>

	<p>条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。</p> <p>「7号」について説明します。場所は、金城支所から約2,000m北西の七条元小笹になります。申請は、田3筆、合計3,747㎡で、有償による所有権移転で、経緯としては、高齢等により耕作されなくなった農地を、譲受人が経営面積の拡張するもので、周囲に及ぼす影響は特にはないが、万一被害が生じた場合は、譲受人の責任において対処する、と申請されています。なお、1筆ありました利用権については3月に合意解約されています。所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断しております。事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「6号」につきまして、「15番 藤若委員 または 河崎委員」をお願いします。</p>
藤若委員	<p>先般、委員・事務局で現地を確認しました。特に問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>「7号」につきまして、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>5月12日に委員さん事務局で確認をしております。3筆のうち、2筆は果樹を植えると聞いております。</p>
議 長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認いたします。続きまして、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請は2件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「6号」について説明します。場所は、浜田商業高校から約350m南南西の、熱田町4町内です。申請は、畑、323㎡で、転用目的は、個人住宅の建築で、長年耕作されていなかった土地を購入されるもので、資金証明として、融資証明が添付されています。被害防止対策等につきましては、宅地内の雨水は地下浸透による。隣地との境には地先ブロック等の土留めを設置する。被害の及ぶ恐れはないものと思われるが、万一被害が生じた場合には、転用事業者の責任において対処する、と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可の箇所、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして農地法施行規則第44条第3号に</p>

	<p>該当する農地と判断と判断いたしました。</p> <p>「7号」について説明します。場所は、浜田三中から約900m南西の、日脚町1町内です。申請は、畑3筆、合計1,448㎡で、転用目的は、宅地造成で、1部公衆用道路も整備する計画で、顛末書の提出もありますが、相続により取得した土地ですが、祖父の代から農地の一部に倉庫や車庫があったようで、この度土地を処分する際に判明したようでございます。資金証明として、融資証明が添付されています。被害防止対策等につきましては、周辺農地へ支障を及ぼす恐れはないと思われませんが、万が一問題が生じた場合は、責任を持ってこれに対処します、と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可の箇所、都市計画法の用途が定められている地域で、農業上の土地利用との調整が調ったものとして農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断と判断いたしました。</p> <p>「7号」の事前質問として、地図の申請区域と航空写真の区域の違いはなぜですかという質問ですが、地図の申請区域については、農地以外の宅地部分も色塗りをされて提出されたことによるものです。また、公衆用道路を転用・売買できるのか、公衆用道路の管理者はだれかという質問ですが、現況市道部分については、今回の申請区域内でなく、その市道を拡幅する部分については、分筆をされ、道路部分については、市道として寄付する予定と聞いております。市道部分は浜田市維持管理課が管理することになります。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「6号」につきまして、「2番 佐々木委員 または 永見委員」をお願いします。</p>
佐々木委員	<p>5月12日に委員・事務局で現地を確認しましたが、高低差があり、出入りする場所が大丈夫かと思いましたが、転用に問題はないかと思えます。</p>
議 長	<p>「7号」につきまして、「6番 原田委員 または 道下委員」をお願いします。</p>
道下委員	<p>現在の土地所有者はこちらにおられなくて、家屋敷も含めて、売買ということで、委員・事務局で現地を確認しましたが、土地造成をして、分譲をする計画ということで、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第5条の規定による許可申請につい</p>

	て、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委員	～挙手 全員～
議長	<p>挙手、全員です。承認いたします。</p> <p>続きまして、議第 3 号転用統制外証明願（非農地証明願）は 2 件です。事務局の説明をお願いします。なお、事前質問がありましたら、事務局から説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>「7号」について説明します。場所は、弥栄町 程原上集会所から約 900m 南南西です。非農地証明の対象農地は、田、畑 11 筆、合計 6,506 m²で、昭和 60 年 6 月以前から耕作放棄、現況原野と申請されています。農地区分は、第 2 種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。</p> <p>「8号」について説明します。場所は、浜田三中から約 675m 南南西の、日脚町 5 町内です。非農地証明の対象農地は、畑、419 m²で、年月日不詳から耕作放棄となり、現況山林と申請されています。農地区分は、第 3 種農地になります。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しております。事前質問はありませんでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	「7号」につきまして、「4番 小松原委員」補足説明をお願いします。
小松原委員	先日、委員・事務局で現地を確認しました。現況は、再生は無理だと思えます。よろしくお願いします。
議長	「8号」につきまして、「6番 原田委員 または 道下委員」補足説明をお願いします。
道下委員	5月12日に現地を確認しました。20年以上前までは耕作をされていたと思いますが、今は、耕作はされていない状況です。よろしくお願いします。
議長	<p>皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。転用統制外証明願・非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	～挙手 全員～
議長	<p>挙手、全員です。承認いたします。</p> <p>その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>その他、ないようですので、第 16 回総会を終了します。</p>